

暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス
Life & Financial Clinic (LFC)

2018年7月30日発行

Vol. 9、第2号

■「災害は、いつでもやってくる」への意識改革を



(静岡県・浜松城：平成30年3月撮影)

暑中お見舞い申し上げます。

平成30年の前半は、2月上旬の北陸地方での豪雪、6月18日の最大震度6弱を記録した大阪北部地震、7月中旬の記録的な集中豪雨による河川の氾濫、そして、40度を超える災害級の暑さなど、「記録的」、「数十年に1度」の災害が数多く発生しました。被害に遭われた方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。

「災害は忘れた頃にやってくる」と昔から言われていますが、これは、常に災害に対する備えを怠ってはならないという戒めの言葉です。人間がリスクを認知するプロセスは、二重のシステムになっていると言われています。酷暑のように自身が体感できる、危機が差し迫っているような状態のリスク(リスク1)は、生存本能が働き、リスクを回避する行動をすぐに起こします。それ以外のリスク(リスク2)は、論理的に認識して、頭の中で具体的なイメー

ジを作り上げないと行動に結びつかないというものです。また、リスク2は、過小評価されるという研究もあります。その理由として、①鮮烈なイメージが喚起されにくい、②リスクの存在が距離的に遠く感じられる、③起こる確率が比較的low、起こるとしても遠い先に思われる、④リスクにさらされている期間が長時間に及ぶ等が挙げられます。南海トラフでM8～9クラスの地震発生確率(30年以内に70～80%)や、地震が発生した場合のシミュレーション映像が流れると、リスクに対する注意喚起をするために①②③をしっかり押さえているなどと思います。ただ、残念なことは、災害に対して関心のある人ほど、災害に対する情報収集や備えを行うけれども、もともと無関心な人は、そのような情報にすら触れないという点です。

損害保険ジャパン日本興亜が行った「ハザードマップに関するアンケート」によると、「ハザードマップを知らない、見たことがない」(47.6%)、「見たことはあるが自宅付近のリスクを確認していない」(24.7%)、「自宅付近のリスクを確認している」(27.5%)とのこと。「国土交通省ハザードマップポータルサイト」で、お住まいの地域のハザードマップや災害への備え方に関する情報収集ができますので、チェックしてみてください。「災害はいつでもやってくる」という意識を保つことが、大切な家族の生命・財産を守ります。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー

平野 泰嗣 平野 直子

■1日1万歩!? 歩行習慣と病気・介護予防の関係は?

人生100年時代と言われる中、健康寿命を伸ばすことが私たちの課題です。誰でも気軽にできる歩行習慣としてすぐに思いつくのが「歩くこと」です。「万歩計※」があるように、1日1万歩が目安とされていますが、1万歩は結構キツイと感じるのではないのでしょうか。「平成28年国民健康・栄養調査」によると、1日の平均歩数は男性7,779歩、女性6,776歩となっていて、いずれも1万歩を下回っています。ちなみに都道府県別に見ると、首位は、男性：大阪府(8,762歩)、女性：神奈川県(7,795歩)、最下位は、男女ともに高知県で男性5,647歩、女性5,840歩です。全国ランキングを見ると、交通事情(電車・バス等)が

地域差を生んでいるようです。

健康と歩数に関して、面白い調査があります。群馬県中之条町に住む65歳以上の全住民(5,000人)を対象に日常の身体活動と病気予防の関係について、2000年以降、10年以上継続的に調査を行っています。同調査による膨大なデータを分析した結果、1日あたりの歩数と中強度活動(速歩き)時間と予防・改善できる病気・病態との関係が示されています。「万歩計」が世の中に出回ったのは、1965年(商標登録は1983年)で、健康のためには「1万歩」とインプットされていますが、75歳未満の

人のメタボ予防と一致するので、当時根拠があったはわかりませんが、なかなか良いセンスです。

最近、「ロコモ」(ロコモティブシンドローム：運動器症候群)が介護リスクを高めるとして注目されています。ロコモ対策と健康と介護予防のために、歩行習慣を身につけることが大切です。

1日あたりの「歩数」「速歩き時間」と予防・改善できる病気・病態

歩数	速歩き時間	予防できる病気・病態
2,000歩	0分	●ぬたきり
4,000歩	5分	●うつ病
5,000歩	7.5分	●要支援・要介護 ●心疾患 ●脳卒中 ●認知症(血管性認知症、アルツハイマー病)
7,000歩	15分	●一部のがん ●動脈硬化 ●骨粗しょう症 ●骨折
7,500歩	17.5分	●筋減少症 ●体力の低下(下肢筋力や歩行速度)
8,000歩	20分	●高血圧症 ●糖尿病 ●脂質異常症 ●メタボリック・シンドローム(75歳以上)
9,000歩	25分	●高血圧(正常高値血圧) ●高血糖
10,000歩	30分	●メタボリック・シンドローム(75歳未満)
12,000歩	40分	●肥満



◆お届けする内容◆

・「災害は、いつでもやってくる」への意識改革を

・1日1万歩!? 歩行習慣と病気・介護予防の関係は?

・金融資産の構成比が日米の家計金融資産の増加率の差を浮き彫りに!?

・介護保険制度の持続性の確保と看取り・ターミナルケアが期待される「介護医療院」

・老老相続時代、残された配偶者の生活への配慮を色濃く(相続法改正のポイント)

・家計見直しのもう一つの視点、家計BSで家計をスリム化

・2018年上半期のLFCの活動報告
・LFC、今、人気の相談メニュー



※「万歩計」は、山佐時計計器の登録商標です。
※左表の出典は、中之条研究(東京都健康長寿医療センター研究所)

金融資産の構成比が日米の家計金融資産の増加率の差を浮き彫りに!?

■iDeCoの税優遇を利用して、実践的な投資のトレーニングの場に

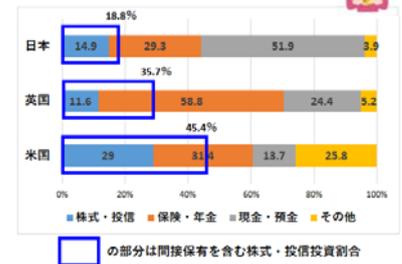
積立NISA制度の創設やiDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者範囲の拡大など、「貯蓄から資産形成へ」を後押しする制度が相次いで導入されました。iDeCo加入者は、加入者範囲が拡大される前の2016年12月時点は約30.6万人で、2018年5月時点は約91.5万人と3倍に増加しました。なお、新たに加入資格を得た専業主婦など(第3号被保険者)の加入は約2.6万人、公務員など(共済組合員)の加入者約17.6万人です。最近のFP相談の中でも、積立NISAやiDeCoを中心とした資産形成に関する相談が少しずつ増えていると感じています。ただ、積立NISAやiDeCoは、資産形成を後押しする制度だけれども、現在の家計金融資産の構成比を日米英で比較すると、それだけでは不十分と言えるでしょう。間接保有を含む株式・投信などの投資割合は、米国45.4%、英国35.7%、日本18.8%です(図1)。その結果、各国の家計金融資産の20年間の推移を比較すると、米国は3.11倍(運用リターンによる家計金融資産2.32倍)、英国は2.27倍(同1.63倍)、日本は1.47倍(同1.15倍)の増加となっています(図2)。日本の場合、高齢化が進み、高齢世帯の金融資産取り崩しが進んでいる面もありますが、投資割合が家計の資産形成に大きく貢献することは明白です。日本国内が長期的に低迷し、運用環境が悪かったと考える人

もいるかもしれませんが、運用環境はグローバル化しているので、条件は一緒です(金融コストの違いは、多少あると思いますが…)。その結果、家計所得における勤労所得と財産所得は、米国3:1、日本8:1と大きく引き離されています。「投資はお金に働いてもらうこと」というのも納得できます。

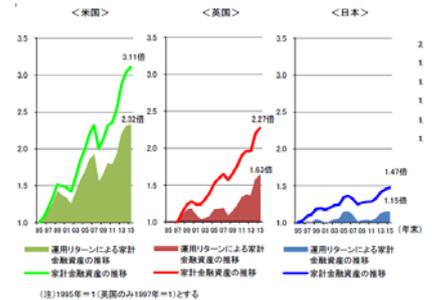
税制メリットからiDeCoを始めたという人の中には、定期預金などの元本保証型の金融商品だけで積み立てて、所得控除による税の優遇を受けるという人や、日本株の投信一本だけで積み立てるなど、運用方法に「?」という人も見受けられます。所得税10%の人であれば、住民税と合わせ20%、所得税20%の人であれば30%、掛金に対して税金が安くなります。掛金(元本)に対して20~30%は、税金の還付で保障されていると考えれば、思い切ってリスクを取った運用も可能です。

投資の基本原則は、長期・積立・分散の3つです。頭では理解しているけれども、なかなか行動に踏み切れないという人も、ここは腹を据えて(図3参照)、老後の資金準備の一部として、iDeCoの活用をお勧めします。60歳まで引き出せないというデメリットを前向きに捉え、長期・積立・分散を実践する場として活かしましょう。そして、本格的に預貯金と投資の配分を変え、財産所得を増やし、長期化する老後に備えましょう。

【図1】各国の家計金融資産構成比



【図2】20年間の家計金融資産の推移



【図3】過去20年間の各資産クラスの累積リターン



【図1】【図2】金部庁作成資料より
【図3】myINDEX(わたしのインデックス)サイトを利用し作成

介護保険制度の持続性の確保と看取り・ターミナルケアが期待される「介護医療院」

■2018年から変わる介護保険制度の概要(2017年介護保険法改正)

介護保険制度は、高齢化の進展に伴う、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化などの介護ニーズの増大と、核家族化や老々介護など支える家族の状況変化を鑑み、高齢者介護を社会全体で支え合う仕組みとして2000年に施行されました。昨年(2017年)、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立し、改正内容が、順次実施されています。

●利用者負担の見直し(2018年8月)

制度発足時は、利用者負担は1割でしたが、前回の改正で2015年8月より、一定の収入がある人は、2割になりました。今回の改正では、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられました。但し、高額介護サービス費の制度によって、1ヶ月の上限額は44,400円です。現在の介護保険受給者で3割自己負担となる人は、12万人で全体の3%と推計されています。

生涯平均年収が600万円で、23歳から65歳まで42年間会社員だった人の公的年金額は、約215万円なので、専業主婦世帯の場合は1割負担になります。夫婦共働き世帯は、2割から3割負担になりそうです。注意すべき点は、企業年金や確定拠出年金の受取方法です。一般的に、一時金

と年金を選択することができますが、年金で貰う場合、ここでいう収入に該当するので、自己負担割合や高額介護サービス費に影響が出ます。

●福祉用具貸与の見直し(2018年10月)

介護保険で利用できるサービスに、車いすや介護ベッド、歩行用の杖などの福祉用具のレンタルがあります。改正前は、同じ商品であっても貸与業者によって価格差がありました。これは、業者によって調達価格や整備費用が異なるためです。今回の改正では、適正価格での貸与を確保するために国が商品ごとに全国平均の貸与価格を公表。貸与業者は、全国平均貸与価格と自社の価格の両方を提示して利用者に説明することになります。また、価格帯や機能の異なる複数の商品を提示することになります(複数商品提示は、2018年4月に実施)。さらに、貸与価格に上限を設定する予定です。すでに福祉用具のレンタルサービスを受けている方は、10月以降の業者の対応をチェックしてみてください。

●新たな介護保険施設(介護医療院)の創設

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ方を対象として、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」とし

ての機能とを兼ね備えた介護保険施設として、「介護医療院」が創設されました。人生の最期を迎える場所として、1つの選択肢となります。

看取りが良いのか、最大限の医療を尽くすか、どこで最期を迎えるかは、正解はありません。本人(自分)にとって何が幸せな最期なのか、すぐに結論は出ませんが、改めて考えてみませんか。

【図1】利用者負担の見直し(2018.8改正)

収入の目安(年収収入等)		自己負担割合
夫婦世帯	単身世帯	
463万円以上	340万円以上	3割
346万円以上	280万円以上	2割
346万円未満	280万円未満	1割

【図2】高額介護サービス費の見直し(2017.8改正)

対象となる者	負担の上限(月額)
現役並み所得の世帯 ※65歳以上の者の世帯収入が520万円(単身は383万円)	44,400円(世帯)
市区町村民税が課税されている者がいる世帯	44,400円(世帯) 全て1割負担の世帯は、 年額上限446,400円
市区町村民税が課税されていない世帯	24,600円(世帯)
全円の合計所得と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の者等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)

老老相続時代、残された配偶者の生活への配慮を色濃く



40年ぶりの民法(相続法)改正のポイント整理

7月6日の参議院本会議で、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が可決成立し、民法(相続法)が40年ぶりに改正されました。高齢化による老老相続の増加などの社会情勢の変化を鑑み、特に残された配偶者の生活への配慮が改正内容に色濃く表れています。そこで今回は、改正相続法から、配偶者に関する優遇をピックアップして解説します。

■配偶者の居住権の創設

相続が発生した場合、亡くなられた方が所有している不動産(自宅)に配偶者が住んでいるケースがほとんどでしょう。不幸にも親族間で相続争いが発生してしまった場合、配偶者がこれまで住んでいた場所が奪われてしまう可能性があります。そこで、改正相続法では、配偶者保護のために、配偶者の居住権という新たな権利を創設しました。配偶者の居住権には、遺産分割が終了するまでの期間の「配偶者短期居住権」と、配偶者が亡くなるまでの期間の「配偶者居住権」の2種類があります。

①配偶者短期居住権

相続開始時に亡くなられた方の住宅に同居していた配偶者が、一定期間、その住宅に無償で住み続けることができる権利です。従前でも、使用貸借の合意を推定するというスキームで、相続開始から遺産分割終了までは、同居配偶者の居住を保護する判例の取り扱いが確立されていますが、住宅が第三者に相続された場合な

ど、合意を推定できないケースでは、配偶者の居住を保護することができないので、今回新たに権利を創設することとされました。この配偶者短期居住権は、相続開始により当然に発生するもので、遺言書などで予め定めておく必要がない点が、後述の配偶者居住権とは異なります。

②配偶者居住権

相続開始時に亡くなられた方の住宅で同居していた配偶者は、原則として終身の間、その住宅に無償で住み続けることができる権利です。従前、遺産分割終了後も同居配偶者の居住を保護する方法として、その住宅を相続させる方法が考えられます。この場合、不動産の評価が高額となり、住宅以外の財産を取得できなくなり、結果、生活を維持するために住宅を手放さざるを得ないという状況に陥るケースが見られました。配偶者居住権を利用することで、住宅を子に相続させ、配偶者には配偶者取得権を取得させることで、配偶者の居住を保護しながら、他の財産も取得させることができるようになります。

配偶者居住権は、相続開始により当然に発生する配偶者短期居住権と異なり、遺言書で予め定めておくほか、遺産分割によって取得させる必要があります。また、遺言の時の遺留分や遺産分割の際に、配偶者居住権の財産的評価を考慮する必要があります。ここでは、紙面の関係で省略しますが、ライブニッツ係数を用いて計算するなど、ちょっと複雑になります。

配偶者居住権、配偶者短期居住権は、そもそも相続争いが発生した場合の取り扱いを定めているものなので、同居配偶者に住宅を取得させた上で、老後の生活に十分な金銭も取得させることを相続人間で合意できれば、問題が起こらないのではないかと思います。それが、故人が最も望んでいる形なのではないかと思います。いずれにせよ、遺言書作成や遺産分割の際、配偶者居住権という新たな視点を考慮する必要が出てきそうです。

■遺産分割における配偶者保護

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与は、基礎控除110万円のほか、上限2,000万円まで配偶者控除できるという特例があります。この特例は、配偶者への生前贈与による相続税対策としてよく用いられています。

ところで、遺産分割をする際に、亡くなられた方から生前に多額の贈与を受けるなど、特別な利益(特別受益)を受けた場合、他の相続人との間で、調整する(特別受益を相続財産へ持ち戻す)必要があります。従前は、この特例を用いた配偶者への贈与も、遺言で「持ち戻し免除の意思表示」をしない限り、特別受益として扱う必要がありました。今回の改正で、配偶者への居住用不動産(金銭は除く)の贈与は、特別受益の計算対象外とする取扱いに変更されました。これも故人の真意を考慮すれば当然のことと思います。

家計見直しのもう一つの視点、家計B/Sで家計をスリム化



■家計財産簿を作り、ムダな資産を処分しよう

会社の決算書には、損益計算書と貸借対照表(バランスシート:B/S)がありますが、家計に当てはめると、損益計算書=家計簿、貸借対照表=家計財産簿(家計B/S)になります。B/Sは、ある時点の資産(財産)と負債(借金)と純資産(実質的な資産)の状況をまとめたもので、家計の健康状態を知ることができます(図)。

資産には、家庭内にある財産的価値のあるものを全て洗い出します。預貯金や有価証券であれば、全ての銀行・証券会社の口座を洗い出し、その合計金額を集計します。計上する金額は、買った時の価格ではなく、現在の価格(時価)にします。家計B/Sを作成する際に、項目ごとの詳細を記載する家計財産簿を同時に作成します。預貯金であれば、支店・口座番号・残高、有価証券であれば、証券会社ごとに所有銘柄・所有数・時価を記載します。引っ越しや転職などで使わなくなった休眠口座は、家計B/Sを作る際に、思い切って整理しましょう。保険も解約すると解約返戻金が戻ってくるものがあります。老後資金のた

めに加入した保険を放置している場合があります。保険証券を確認し、内容を整理します。

金融資産と合わせて、動産も家計財産簿に記載します。部屋ごとに財産的な価値のあるものはないか、チェックしていきます。古いテレホンカードや切手、過去に収集したコレクションなど、思いがけず埋蔵金を発見するかもしれません。

金銭的な価値に表すことが難しい無形資産に該当するものとして、写真データや名簿類などの個人情報があります。また、インターネットサービスのユーザーIDなども整理しておきましょう。

負債は、住宅ローンの他、クレジットカード、自動車の残価クレジット、携帯の割賦販売等を記載します。利用頻度の少ないカードは、解約します。家計B/Sの前段階の家計財産簿をすることで、どんな資産・負債があるのか、網羅的に把握すると同時に、必要のない口座・物を気づきかけになります。また、将来、亡くなった時に、ご遺族の方が、財産を整理する際に役立ちます。完成した家計B/Sを眺めて、純資産がきちんとづ

ラスになっているかを確認します。この時、相続税を考慮した実質的な純資産はどうか、また、金融資産だけで相続税を支払うことができるかも確認します。資産は、預貯金と有価証券のバランスや遊休資産の有無(利用頻度の低い自動車や別荘は処分)等、効率的に活用しているかどうか、負債は、借り換えなどで金利を下げられないか等、家計B/Sの視点で、家計の見直しを行なうのに活用します。

LFCでは、家計B/S、家計財産簿を作成する総合資産管理サービスを提供しています。

流動資産 (4,500)		負債 (1,050)	
現金	50	住宅ローン	1,000
預貯金	1,500	カード利用残	50
有価証券	1,100	その他ローン	0
保険解約返戻金	1,500		
動産(自動車)	250	純資産	(11,950)
動産(その他)	100	相続税(1次)	240
固定資産 (8,500)		相続税(2次)	545
居住用不動産	5,000	将来発生相続税	(785)
投資用不動産	3,000	実質純資産	(11,155)
無形資産(会員権)	500		
無形資産(その他)	0		
資産合計	13,000	負債・純資産合計	13,000

京橋オフィス&国分寺相談室で、ご夫婦での相談、好評受付中！



「空き家対策なんでも相談窓口」を開設しました



「マネーライフプランナー 資格取得講座」
キャリアアカレτζジャパン



東京新聞(5/7)
夫婦の家事分担



3月・伊勢内宮前 おかげ横丁

ボクたちも一緒に
ホテルに泊まったワ



5月・河口湖大石公園



6月・わんだフルネーチャービレッジ



3月・鳥羽グランドホテル

2018年上半期のLFCの活動報告

恒例となりました2018年前半をビジネスとプライベートに分けて振り返ります。

●ビジネス

資格のキャリアカレの新講座、「マネーライフプランナー資格取得講座」の監修を平野泰嗣と直子が行いました。マネーライフプランナー資格は、一般財団法人日本能力開発推進協会が認定する、人生100年時代を生き抜くためのマネー戦略を身につけるための資格です。解説動画のためにスタジオで撮影するなど、新しい体験をすることができました。

業務提携しているネクスト・アイズ(株)の東京駅前サテライトオフィスとして、平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業のワンストップ空き家相談窓口、「空き家対策なんでも相談窓口」を7月に設置しました。東京都にお住まいか、東京都に空き家をお持ちの方であれば、どなたでも無料相談が受けられますので、ぜひご利用ください。

平野泰嗣個人としては、千葉商科大学で中小企業診断士を目指す学生向けに財務会計の講義を実施しました。初学者に財務会計を苦手意識を持たずに関心を持ってもらえる講

義になるように工夫しました。

FP相談は、ライフプランをベースに教育資金計画、住宅購入計画、老後の資産形成など、人生全体を資金シミュレーションしながら考える内容の相談が多かったです。

●プライベート

3月に車でお伊勢参りをしてきました。途中、祖先を辿るということで、近江商人の発祥の地、滋賀県の五箇荘に立ち寄り、帰りは、大河ドラマ「おんな城主直虎」(視聴していないのですが……)ゆかりの地、浜松城を經由して、熱海で一息入れて、東京に戻るという4泊5日の長旅でした。近江商人は、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」が有名ですが、FPの仕事も売り手と買い手がともに満足し、また社会貢献もできるという近江商人の心得に繋がると感じました。道中は、もちろん、レゴ&ベルと一緒に。最近では、ペットと泊まれる宿や観光地でのペット歓迎など、旅行の行先の選択肢が増えて嬉しいです。また、まとまった休みを取って、大旅行を計画したいです(小旅行でもいいワ!)。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイビル304 (受付4F) オフィス平野
電話 : 03-3231-6113
FAX : 03-6740-7663
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください
<http://www.mylifeplan.net>

●相続・遺言相談 (16,200円/1回、120分)

【相続の現状分析と課題の整理を行います】

相続・遺言相談を通じて、亡くなる前の適切な財産管理と、亡くなった後の財産を巡る紛争を未然に防止するために、現状の分析と課題の整理を行います。

★相続診断分析レポート付★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス (108,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



●相続、資産と経営の相談

人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート



暮らしと経営の資産コンシェルジュ

平野経営法務事務所

Hirano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<http://www.family-concierge.net>